

**令和7年度情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
公文書管理部会 議事録**

1 日 時 令和7年12月12日（金）午後1時30分から

2 会 場 市役所本館6階 講堂1

3 出席者

① 委 員 中村元委員（部会長）、小田信雄委員、柴澤恵子委員、益田高成委員

② 事務局 総務部総務課 岩渕総務課長、丹治課長補佐、富樫総務係長、山田主査
文化スポーツ部歴史文化課文書館 阿部館長、小松副主査、安宅副主査

4 議 事 「行政文書の廃棄に関する意見聴取について」

5 議事概要

事務局 令和7年度新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会公文書管理部会を開催する。開催に先立ち、総務課長の岩渕よりごあいさつ申し上げる。

事務局 総務課長の岩渕である。本日は、天候の荒れる中、ご出席たまわり、ありがとうございます。

本日の部会では、本市の公文書管理条例の規定により、行政文書の廃棄に関して、委員の皆様よりご意見を伺うものである。

私どもとしては、本部会で委員の皆様からご意見、ご指摘をいただきながら、文書廃棄に係るさまざまな問題提起に対して、本市の考え方や対応方針といったものを固めていくことが大切であると考えている。これらの事例の蓄積を通じて、最終的には、この条例の目的でもある、本市の活動について、現在、そして将来の市民に説明するといった責務を果たしていきたいと考えている。

そのためにも、本日は、皆様より忌憚のないご意見をいただけるようお願い申し上げ、簡単ではあるが、私からのごあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いする。

事務局 それでは、本日の出欠についてである。本日は、4名すべての委員の皆様からご出席いただいているので、審議会規則第5条第2項の規定により、本会議は成立していることをご報告する。

また、この会議について、後ほど議事録を作成させていただくため、録音をさせていただくので、ご了承いただきたい。

続いて、配付資料の確認をさせていただく。本日、机上に配付した資料として、資料1、行政文書の廃棄に関する意見聴取について（概要）。資料2、令和7年度新潟市行政文書の選別について。資料3、新潟市行政文書管理規則別表。資料4、令和7年度文書館歴史的な文書選別結果リスト（レコードスケジュール移管）。資料5、令和7年度文書館歴史的な文書選別結果リスト（廃棄から移管）。このほかに、本日の次第と委員名簿、そして、行政文書の廃棄に関する意見聴取についての依頼文をお配りしている。不足はないだろうか。

ありがとうございます。本審議会、公文書管理部会の部会長についてだが、審議会規則第7条第2項により、会長が部会長を指名することと規定されている。審議会の上村会長より、公

文書管理の部会長に中村委員が指名されている。それでは、中村委員、本日の進行をよろしく願います。

中村部会長 中村である。ご指名なので、進行させていただく。よろしく願います。

それでは、ただいまから議事に入らせていただく。まず、事務局からご説明を願います。

事務局 事務局の総務部総務課、山田である。よろしく願います。私から、今回の意見聴取の概要について説明させていただきます。

資料1、行政文書の廃棄に関する意見聴取についてをご覧ください。資料内の1、意見聴取の概要、一つ目の丸、廃棄に関する意見聴取について。新潟市公文書管理条例第8条第3項及び第7項の規定に基づき、新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に、保存期間が満了した行政文書の廃棄に関する意見聴取を行うというものになる。

こちらの条文については、三つ目の丸、根拠規定をご覧ください。新潟市公文書管理条例第8条第3項では、市長は、前項の規定による協議があったときは、規則で定めるところにより、新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の意見を聴くものとする規定されている。また、第7項では、市長は、保存期間を満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ審議会の意見を聴くものとしている。第3項では、市長以外の実施機関が市長に廃棄に関する協議を行った際に、規則で定めるところにより審議会の意見を聴くもの、第7項では、市長自身が廃棄する場合には、規則で定めるところにより、あらかじめ審議会の意見を聴くものとするという作りになっている。

いずれも「規則で定めるところにより」と記載されている。こちらについて、下の新潟市行政文書管理規則第23条及び第25条をご確認いただきたい。第23条では、市長は、条例第8条第3項の規定により、審議会の意見を聴くものを文書館の長に指定させるものとする規定している。また、第25条第3項においては、総括文書管理者は、前項の規定により協議を受けた保存期間満了ファイル等の内、条例第8条第7項の規定により、審議会の意見を聴くものを文書館の長に指定させるものとするとしている。この二つの条項により、市長以外の実施機関としても、そして、市長としても、いずれも審議会に意見を聞くものを文書館の長に指定させるものとするということが規定されている。なお、今回の意見聴取の対象は、二つ目の丸に記載している、令和6年度末で保存期間が満了となった行政文書ファイル等の内、新潟市文書館の長が指定したものとなる。以上が、今回の審議会の意見聴取の概要についてである。

それでは、具体的な意見聴取の内容について、文書館から説明させていただきます。

事務局 文書館の小松である。私から、文書館の選別についてご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。行政文書の選別の方法であるが、昨年と同様、条例の附則規定の経過措置に基づき、条例が施行された令和4年4月1日時点での各実施機関が保有している文書を、従前の選別方法で、新潟市文書館が選別を実施している。具体的な流れとしては、各実施機関から提出された保存期間満了ファイル一覧表を確認し、資料3の新潟市行政文書規則別表、いわゆるレコードスケジュールを基準として、歴史公文書に明らかに該当しない文書を除外するという1次選別を実施した。その後、特定歴史公文書候補となる文書の現物を確認し、市政検証性の有無を判定して、2次選別を行った。

続いて、2の移管されるべき保存年限を満了した行政文書をご覧いただきたい。条例では、市政を検証するために後世に残すべき重要な文書であると定義としており、基本的な考え方として、四つの項目がある。

一つ目に、市の実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施並びに実績に関する重要な情報が記録された文書。二つ目に、市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書。三つ目に、市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書。四つ目に、本市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書、以上四つを定義として、選別を実施した。

今年度の選別の作業のスケジュールについては、資料3をご確認いただきたい。

続いて、配付した資料のご説明させていただく。資料3については、先ほどご説明した新潟市行政文書管理規則の別表になるので、適宜ご確認いただければと思う。

続いて、配付した資料4をご確認いただきたい。資料4については、令和7年度に文書館が歴史的な文書選別結果リストとしてレコードスケジュール上、移管とされる文書のリストとなっている。こちら、電子文書と紙文書をそれぞれ記載させていただいている。レコードスケジュール移管とある項目の一番右側のRSの表記をご説明すると、例えばRS3-12は、3は別表の5年保存、12は別表の保存期間満了後の措置が移管となっているのでRS移管となる。こちらは参考としてご確認いただきたい。

続いて、資料5をご確認いただきたい。こちらが令和7年度に選別を実施して、廃棄から移管とさせていただいたリストの一覧になる。文書館で廃棄から移管と判定したリストで、電子111件、紙媒体の文書55件、合わせて166件が廃棄から移管とさせていただいた文書の一覧となっている。

資料後半部分の11ページ目から13ページ目までが、委員の皆様方に事前に確認いただいたうえで、廃棄から移管に変える必要があるとご意見をいただいたリストになる。今回、資料5の中から、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思うので、よろしく願います。

資料1にまた戻るが、3の移管ファイル件数に関しては、資料をご覧いただければと思う。

先ほどご説明したとおり、資料5を中心に、委員の皆様からご意見を頂戴できればと思うので、よろしく願います。

中村部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思う。ご意見のある方、いらっしゃるだろうか。特に、資料5の二次選別の結果、廃棄から移管になったものを中心にとということだが、いかがだろうか。

では、私から一つ伺ってもよろしいか。新型コロナウイルス感染症関係の資料については、恐らく、あるルールに基づいて廃棄か移管かの選別をやっていたと思うのだが、その選別における関係資料の選別基準というか、そこについてご説明いただきたい。どういう方針なのか。

事務局 文書館の小松である。

新型コロナウイルス関係文書の移管基準について、ご説明する。新型コロナウイルス関係文書については、国では、新型コロナウイルス感染症対策に係る事態というものを行政文書の管理に関するガイドラインに規定する歴史的緊急事態に該当するとして、保存期間満了後に、原則、国立公文書館へ移管する必要があることとしている。これに準じて、地方公共団体も政府に準じた対応に努めるということをされているため、総務課長より、実施機関に令和5年10月18日付で新型コロナウイルス感染症にかかわる文書の取り扱いについての通知が実施機関にあった。新潟市文書館に移管すべき文書としては、新型コロナウイルス感染症にかかわる政策の決定であったり、その了解を伴う会議等に関する記録であったりとか、そのほか、その通知文にある感染予防であったりまん延防止、医療体制等に関する政策の決定、事業の執行に関する文書、市民、企業等に対する給付や貸し付け、税、保険料等の猶予や減免等、市民生活及び事業経営等への支援に係る政策の決定、事業の執行に関する文書、公の施設の閉鎖であったり利用制限等の決定、実施に関する文書、その他、後日、新型コロナウイルス感染症対策の検証に必要とされるものという四つの項目に該当する文書に関しては移管している。ただし、個別の給付にかかわる行政文書であったり、消耗品とか備品の購入であったり、その他、庁内で共有された文書に関しては移管対象外としている。

中村部会長 ありがとうございます。

新型コロナウイルス関係文書については、私の方でいくつか、廃棄から移管という形で審議をお願いすると提案させていただいた。事業や行事の中止など軽微なものについても、後々に見ればコロナ禍の下での市民生活、あるいは市政運営、役所の運営などにかかわる資料になるので、広めに取っていただいてもいいのではないかとということで、意見を述べさせていただきたい。

ほかにご意見はいかがだろうか。

よろしいだろうか。それでは、資料5に関して、廃棄から移管になったもの、あるいは委員の皆様から、要審議という形で、移管というご提案いただいたものについて、意見を取りまとめたいと思う。ご意見がないということでよろしいか。

それでは、行政文書の廃棄については、適切な取り扱いを望むということで、取りまとめさせていただきます。よろしいか。

柴澤委員 選別結果が廃棄から移管のものについては今、取りまとめて移管すると。それから、(選別結果が) 審議という部分は、これから。

中村部会長 そうである。

柴澤委員 了解した。

中村部会長 廃棄から移管のものについては、よろしいだろうか。

ありがとうございます。続いて、審議の部分についてはいかがだろうか。何かご意見、ご質問はあるだろうか。

柴澤委員 私のほうで、どちらかという移管ということで整理が必要ではないかと考えたのが、上から二つ目のものだが、どのような意見を考慮に入れたかを示す重要な記録で、意見を保存することに、決定が独断ではなくて、広く意見を聞いたうえでなされたということの証拠にな

るものなので、こちらは廃棄せずに移管のほうがいいのではないかと考えている。

中村部会長 ありがとうございます。

こちらについて、今は廃棄から移管に変更したときの理由ということでご説明いただいたと思うが、それについて、何かほかの委員の皆様から、あればお話しいただきたい。いかがだろうか。私も何点か、廃棄から移管にさせていただいたものはあるのだが、一応、それは市政検証性の観点からということで、私はご提案したものである。

小田委員 3番目の防災課の文書、新型コロナ関連文書ありとなっていたのだが、これが最初のコロナに関するうんぬんという関連規定から、この文書がどうして最初は外れていたのだろうか。何か特別なわけがあったのだろうか。

事務局 文書館の小松である。

先ほどご説明したとおり、庁内からの照会や共有文書と判断して、廃棄と判断したものになる。

小田委員 了解した。

中村部会長 実は、これは私のほうで資料を拝見したのだが、まさに庁内の対応に関する調査依頼なのだが、少なくとも、新型コロナのときに市がどのような形で庁内で対応しようとしたかということは分かる資料なので、これは私としては移管したほうがいいということで、こういう形である。

小田委員 最初は廃棄になっていた。

中村部会長 廃棄になっていたのである。ありがとうございます。

益田委員 私からは、4番、15番、16番について、審議が必要ではないかということで対応していたのだが、この三つのファイル、いずれも判断、所見のところに、廃棄すべき理由として、市のホームページで公表しているからとあるのだが、ホームページ上のファイルがいつまで掲載されるのかどうか不確定である。また、もしかしたらデータが消えてしまうかもしれない等々考えると、特に、報告書のような市場統計であったり、そういったものに関しては、資料性という観点からも、ホームページで公開されているということを理由として廃棄という判断をするのはいかがなものかと感じた次第であり、この点について、職員の皆様のご意見、お考えを教えていただければと思っている。

事務局 文書館の小松である。

委員ご指摘のとおり、ホームページというのは基本的には各課で所管されているものになり、永続性がなく、内容が変わる可能性がある。ただし、国立公文書館のインターネット資料収集保存事業があり、これは2004年以降の新潟市のホームページが定期的に保存されているので、過去に掲載された情報を確認することも可能にはなる。ただし、市の事業ではないということで、これも永続性がないという状況になる。委員ご指摘のとおり、廃棄の理由としては、適切ではないというところもあるので、内容を見て、移管の必要があるものは移管させていただければと思う。

益田委員 ありがとうございます。

中村部会長 ありがとうございます。今回については、移管ということで。

小田委員 私は、総合計画が策定されるときに関連文書について、例えば、〈委員確認文書〉の1番、次期総合計画、これはちょうど、新潟市が合併の体制ができて最初の総合計画に際して作っているものなので、それらの文書が、庁内の説明会の、内部の内容ということであったから、当初、廃棄というくりにしていたわけである。総合計画というのはそのときの市政の最高計画であるから、わずかな文書であっても、継続的に保存しておいて、以後の市政検証に役立てるべきではないかということで、少し意見をさせていただきました。

それから、原子力に関するさまざまな点について、ちょうど、新潟県も新潟市も大きな岐路に立っている問題であるし、社会的な影響が極めて大きいものである。今後のエネルギー政策や環境政策に大きな影響を及ぼす文書ではないかと思っているので、それらは廃棄ではなく、少し保存しておいて、以後に検証すべきではないかということで、提案させていただきました。

それから、環境部の地球温暖化対策の各種の実践計画について。わずかなほどであったようだが、市役所が環境対策に対してどのような実践計画を立てて、実際、各部局に指示したのかということも、考え方によっては重要だと思っているので、少し検討を加えるべきではないかということで、提案させていただきました。

それからもう一つが、土地開発公社に関する決算関係の綴り、相当膨大な書類なのだが、これは平成26年が策定の年になり、ちょうど時間が来ているわけである。この文書の膨大な資料、土地開発公社と、このころ、たくさんあちらこちらで設立された土地区画整理組合や何かとの関連もある。特に、土地区画整理組合が、後々開発公社との連携ということもあったように記憶している。それから、土地区画整理組合に端を発したさまざまな人事の事件もあちらこちらで聞いた覚えがある。これら、決算書類として極めて膨大な数になるのだが、一旦これは綴っておくべきではないかという点で、意見を申し上げさせていただきました。

事務局 文書館である。こちらでも回答させていただく。

まず、新潟市の総合計画に関する文書について、今回、廃棄と判定した文書は、政策調整課が所管課となっており、政策調整課から各課に関して、目標や数値の修正を指示した内容になり、それを回答した文書が各課にいくつか残っている。基本的には、所管課で取りまとめているので、政策調整課で残っているべきものなのだが、後ほど確認したところ、政策調整課では、各課で回答した文書が残っていないということが分かった。今回、廃棄の中にあつた、各課が回答した総合計画に関する指標の確認といったものに関しては、内容を見て移管させていただければと思っている。

二つ目にあつた、原子力に関する計画の各照会についてである。実は、昨年も同様の照会があり、その際には、新潟市の意見が分かるものについては一律移管とさせていただいた。今年度に関しては、例えば、国の法律が変わったことによる修正や新潟市としては修正がないというような内容であるので、当初廃棄と判断したものになる。ただし、意見がないという回答とでも、当市の姿勢を示すというところでは重要というところもあるし、そういった計画照会があつたという事実も残すべき重要な視点なのではないかと考えるので、委員のご指摘のとおり、原子力に関する文書に関しても、移管を検討させていただければと思っている。

三つ目の地球温暖化の環境対策に関する実行計画についてである。当初、市役所内部の計画

であるため廃棄と判断したが、市として地球温暖化にどう取り組んだかという実績が分かる文書になるので、こちらに関しても、ご指摘のとおり移管を検討させていただければと思っている。

四つ目の30番、31番の土地開発公社の決算整理関係に関する綴りである。こちらに関しては、基本的には、それぞれの経費の執行や予算の執行に係る事務的な文書が多いということで、移管不要と判断したところである。ただし、委員ご指摘のとおり、そういった予算や決算が分かる文書に関しても移管を検討したいと思う。ただし、経費の執行であるとか証書の借入関係とか、そういった事務的な文書は除いて、予算の決算が分かるような文書のみ移管を検討させていただければと思っている。

小田委員 一部ということか。

事務局 そうである。かなり量が膨大になり、その予算や決算が分かるものだけではなく、それに添付する形で、執行の伺いであったり契約であったり、そういったこまごまとしたものも全て綴られているものになるので、土地開発公社の平成26年度の分かる文書、決算書類に関しては、移管を検討させていただければと思っている。

中村部会長 ありがとうございます。今、お話しいただいたように、広く社会的な課題と新潟市がどう向き合ったかという観点での移管の補填をいただいたと判断している。

益田委員 先ほどの最初の回答で政策調整課の話が出たところで、それに関連するような質問かなど、政策調整課にかかわるものではないが、23番の江南区役所と地域総務課の陳情・要望関係書類である。こちら、私の手元に判断、所見があり、そちらを読み上げると、市政の重要な内容が含まれているが、発送先の広聴相談課や議会事務局で残すものでありうんぬんとある。内容それ自体は置いておいて、手続き的な側面として、ほかの部局がこの資料をきちんと保存しているのかどうかというのを、それぞれの部局、例えば、今回の江南区の場合であれば、江南区役所の地域総務課が、広聴相談課が実際にその資料を残しているかどうかを確認するすべは、現状、あるのかどうか気になったところである。例えば、実際にそういったすべがないのであれば、江南区役所は広聴相談課が保存しているだろうということで廃棄した。一方で、広聴相談課はそれも特に必要がないという判断で、もし、かりに廃棄していると、文書が一切残らないということになりかねないかなと思ひ、そういった確認のすべがあるのかどうか、少しご説明いただければと思う。

事務局 文書館である。

実は、保存年限が各課によって違う可能性もあり、例えば、今ご指摘いただいたのは、10年というところでご指摘いただいたのだが、もしかしたら所管課で5年の可能性もあるし、3年の可能性もあるということもある。ただ、同じ年度に廃棄がきて、保存年限が同じであれば、所管課で取っているかどうかの確認は可能である。廃棄リストをもらった時点での所管課で移管しているかどうかというところは確認ができると思っている。ただ、保存年限が異なる可能性もあるので、基本的には、所管課が移管ということが原則ではある。ただし、各課に残され、回答した文書に関しても、意見や内容などを加味しながら、場合によっては移管という判断をしなければいけないのかなと感じているところである。

それで、今回ご指摘いただいたところの文書に関してだが、所管課では移管してあった。ただし、すべてのものを移管していたのかということ、そうでもない文書も見つかったので、今回、すべての文書が移管されていないということの確認が取れたので、江南区地域総務課の文書に関しては移管を検討させていただければと思っている。

益田委員 承知した。ありがとうございます。

中村部会長 今まで、原則として所管課が残すというお話で進めてきたわけだが、そうすると、場合によっては確認が必要なケースもあるということである。そこは聞き及んでいただければと思う。

事務局 今の補足なのだが、うちのほうでは、行政文書の管理を庁内に周知しているわけなのだが、その際には、こういった、まだすべての職員が適切に同じ年度できっちりとというのがまだなかなかできていない実情もあるので、所管課ではしっかり残すべき文書を残すようにということで、研修の際などにも引き続き指導していくというような体制が必要かなと思ったので、今後、そういったような取組みも総務課ではやっていきたいと思うので、引き続き、また見ていただければと思う。

中村部会長 ありがとうございます。ぜひ、そのような取組みを進めていただければと思う。

益田委員 あともう一つ、申し訳ない、五月雨式に。ばらばらで恐縮である。

佐渡市のトキめき佐渡うんぬんに関する資料、9番だろうか。9番の文書に関して、こちらは判断、所見に廃棄すべき理由が明確に述べられていないところになっていて、実際、文書館にて、紙媒体の文書の内容も直接閲覧したところ、整備計画の政策立案にかかわる内容がかなり含まれており、政策過程を検証するうえでは有用な資料であるように思われた。それで、なぜこれが廃棄という判断になったのか、所管というか、部局でどのような判断をされたのかがよく分からないということもあったので、その辺りはいかがだろうか。

事務局 文書館である。

こちらに関しては、補助金に関する通知を含む補助金関連の文書ということで、当初、担当のほうで廃棄と判断した文書である。ただ、委員からご指摘いただいて、内容を確認したところ、やはり、事業立案に関する文書も含まれているほか、特に佐渡市と新潟市との関係を考えるうえでは、重要な文書も含まれていた。この文書は、移管が適切なのではないかというように考えている。

当初は、補助金関連の文書であるということで、RSを確認し廃棄という判断になった次第である。

益田委員 承知した。やはり、今後は判断・所見に廃棄の理由を明確に書くようにしていただければ、より、こういった審議会、部会で、判断・内容をチェックする際にありがたいというところは感じた。

中村部会長 ありがとうございます。このあとの話にもつながる話だと思うが、ぜひ、その点をよろしく願います。

小田委員 もう1点、願います。コロナに関することで、コロナの文言が含まれるものについては保存という形になったが、もう一つ、いいことだと思って拝見したのが、市長の記者会見

なり年頭のあいさつなりが一連の中でずっと保存される。現市長になってからのものがタイムスケジュールになって載ってきたわけだから、なおのことあれだと思う。政策企画部の案件として、これらの一連のものが保存されることになった。これは、文書館の皆さん方、事務方のほうでは、これを廃棄から移管に移すという決定をした話の内容は、どの程度のもので、どういう観点からこういう決定に至ったのだろうか。

事務局 今、ご指摘いただいたところが8ページ目からの、広報課から搬入された市長記者会見のところでよろしかったでしょうか。

小田委員 そうである。

事務局 こちらに関しては、広報課から廃棄予定の文書があるということで、相談を受けた文書である。内容を確認して、当時の、市長の記者会見であったり報道資料であったりということは、ホームページ等でも公開されているところではあるが、当時の市にとっての重要な内容や会見、報道、特に新型コロナの報道も多数あったので、そういった一連の文書に関しては、継続的に一括して残す必要があると判断し、今回、廃棄から移管という形で、広報課から引き継ぐ予定の文書とした。

小田委員 きわめて私は大事なことだと思っている。あるいはまた、次の市長の時代に替わっても、恐らく、これらを比較して見ることによって、さまざまな検証ができるものだと思っているので、今回の措置は非常に歓迎すべきことだと思っている。

事務局 おっしゃるとおりで、今後、市政を検証していく際に、非常に重要な資料になると思っている。

益田委員 事前のファイルで、いろいろと、検討のところに丸を付けた、これに関連して、関連ではないですけれども、秋葉区役所の、にいがた安心ささえ愛活動支援事業のものが、判断、所見のところでは、10年保存であるが、個別の案件に係る内容のため、移管不要とすると書かれている資料である。こちら、文書館で直接内容を確認したところ、紙媒体のファイルに交付審査会、会議資料が相当なボリュームがある形で含まれていて、客観的に見て、市政検証性というものがあるようには思えた次第である。ただ、もっとも、個別の案件に係る内容であるということが廃棄理由として優先されるということであれば、廃棄も致し方ないのかなとも思い、個別の案件に係る内容であることと市政検証性、どちらのバランスを取るべきなのかということ、少し私は判断に迷ったところである。そういったところについて、どういうとらえ方をすればよろしいかということである。委員方もそうであるし、まずは職員の方からご意見いただければと思う。

事務局 今、ご指摘のあった秋葉区役所の25の文書に関してだが、実は、各区に残された様々な事業に関する文書は、正直言うと、判断基準が明確でない中、文書館で選別しており、区に関しては、判断が分かれているのが現状である。どこまでを市政全体ととらえていいのかという点や、各区内で実施している様々な事業をどこまで移管するのかということは、正直なところ、意見が分かれているところである。

ご指摘のあった秋葉区役所の文書は、内容を確認したところ、ご指摘のとおり、審査会に係る文書がかなり多く残されていた。それこそ補助金の交付の判断にかかわる委員の先生の意見

も含まれており、内容が詳細に分かるようなものになるので、そういった補助金の決定過程が詳細に分かる文書であることから移管が適正であると感じた次第である。

益田委員 できれば、区によってあまり違いがないような形になるのが、今後、そうなればよりよいのかなと思った次第である。

中村部会長 ありがとうございます。

それに関連して、私からも一つ申し上げたいと思う。今回の廃棄の案の中で、要望書等、やはり、同じように各区レベルの個別の案件だからこれは保存しなくてもいい、廃棄という判断なのだが、しかし、それはその地域においてはかなり、やはり、歴史的に重要になったり、後々、例えば、災害などが起こったときにその情報が意味を持つとかということはあると思うのである。なので、できるだけ、市政検証性というのは全市的に意味があるということだけではなく、市民にとって何か歴史的、あるいは文化とか社会とかという、割と柔らかい理由も含めて、広く市政検証性という言葉を理解していただいて、こちらの資料も文書を残す形でご検討いただきたいというのが私からの意見である。

益田委員 よろしいか。申し訳ない、何度も何度もあれなのだが。

番号で言うところの28番、選管の資料である。議会関係書類で重要なものということで、市議会議員からの質問に対する回答に関するものである。判断、所見のところ、日常業務の範囲内であり、どの自治体にも当てはまる一般的な内容であると。市政にとって特に重要な課題ではないため、移管を不要とするとあった。私は選挙を専門にしているというバックグラウンドもあり、少し関心があり閲覧したところ、想定問答集がこちらに含まれており、想定問答集の中には、新潟市特有の事情、市町村合併したあとの投票率うんぬんといった話もかなり含まれており、どの自治体にも当てはまる一般的な内容であったりとか、あるいは、市政にとって特に重要な課題等ではないと、もとの選管では判断されているようだが、私からは、そうは言いきれないような性質の資料であると感じたところである。ただ、一方で、想定問答集を文書館で保管すべきかどうかという、何かどうもそれは違うような気がする、そこについて、どのように考えたらよいのかということをご教示いただければと思う。

事務局 こちらの想定問答集に関してだが、どういった問答があったというところまでかは、少し資料を見てみないとお答えできないところもあるが、あくまで日常的な業務の中で想定される議員の先生方から回答する内容で、他のどの自治体にも当てはまる内容であることから、移管不要と判断した。ただ、これも多分、ほかの委員の先生方によって少し判定が異なるかもしれないが、そういった、今回はあくまでも新潟市の選挙管理事務局が作った想定問答集になるので、ほかの自治体にもどこにも当てはまるような一般的な内容とは、一概に、これだけ見たら言えないような内容も含まれている可能性がある。そうであれば、新潟市の議会事務局が日常業務で使ったものであっても、内容によっては移管を検討したいと思った次第である。

益田委員 想定問答集というのは、当然、中には議会当日にお役所の方がご発言されなかった内容も含まれているわけだ。

事務局 そうである。

益田委員 そういった内容がオープンになることがいいのかどうかということもあろうかと

思うのだが、どうだろうか。

事務局 そこは、移管した後に、公開の可否については必ず我々のほうで審査する。これも大事な議会に臨むうえで、事務局が作成した資料になるので、市政検証性があると考えている。

益田委員 承知した。ありがとうございます。

事務局 すみません、今の文書館の担当の見解だが、想定問答集には、委員おっしゃるとおり、正式に発言されたものではなく、あらかじめ用意しておこうということで、実際にその質問が出て、そのとおりに答えるかどうかというのは確定されたものがないので、もう少し慎重に我々も考える立場で、それを含めて市政検証性だということになると、かなり広い範囲まで、我々がカバーすることになるので、基本的には、一旦表に出ているとか、本当にそれが政策の企画として実現するのに有効な資料だということであれば、それはもう、今言ったとおりになるのだが、果たして想定質問がそこに当たるかというのは、もう少し結論を審査していただきたいと思う。

益田委員 私も、考え方としては、想定問答集みたいなものをオープンにしているのかどうかというのは、少し疑問符が私の中ではついているところではあるので、じっくり検討いただければと思う。

柴澤委員 基本的に、選別結果、審議とあるものについては、移管の方向なのか。

中村部会長 移管の方向でのご提案というように、私は理解している。

柴澤委員 それでは、特に意見はない。

小田委員 参考に、一つお聞かせいただきたい。今の議会の想定問答集だが、例えば、今日も隣で本会議が開催されている。市長なり部局に議員の皆さん方が質問される、あるいは意見を述べるときに、それに対する想定文書が課内で作成されて、課内で協議されたものは公文書になるのは間違いないわけだが、そういう類も、例えば、議会の中ですべてが披瀝されるわけではない、議事録に残るわけではなく、あくまでも想定形で、なくなってしまうものもある。今の選挙管理委員会が出した想定問答集や回答集に相当するようなものの案件は今までなかっただろうか。今の益田先生の発言からの延長とすると、それらも、あるいは公文書として市長なり担当部局が今までとは全く異なる方針に転換するような発言をされたような場合、あるいは、そのことを用意していたような場合、それは市政や議会の歴史上、重要なターニングポイントになったから残しておくべきだという見方ができるのかどうか、その辺のところはどのように。

事務局 おっしゃるとおり、非常に難しい取り扱いになるのだが、想定問答を用意しておいて、実際、そのとおりになれば、もちろんそれは公文書として残るのだが、実際のやり取りの中で同じような質問が出たのだが、前後のやり取りでまた違うことを言う場合もある。ただ、その発言と想定問答と違うだろうとなったときに、それをセットで残しておいて、実は、こういう準備を残しておいたのだが、実際の発言はこうなったとなれば、それは本当に、ある意味貴重な、こういうターニングポイントというか、そういうものも含めてなのだが、中途半端に残るような形になってしまうと、むしろそれが本当に公開にふさわしいものなのか、そうではないのかということまで含めてジャッジする必要が出てくると思う。ちょっと我々も今、すぐに

どうなのだと（すぐに判断をするよう）言われると、非常に悩むのだが、この場で、それも検証性なので今後は残すとは言いきれないのが正直な課題だと思っている。

小田委員 理解する。

中村部会長 ありがとうございます。今おっしゃっていることは分かるのだが、さらに広めに、ぜひ、残してほしいというのは、私から申し上げておきたい。

益田委員 これまでに、想定問答集のようなものがこうやって案件として上がってくることもあったのではないかと推測されるが、これまではどういう対応を執られていたのか。

事務局 これまでは、想定問答集はあまり移管文書として入ってきてはいないのかなど。やはり、最近では電子化が進んでいるところもあって、そういったところは想定問答集とかそういったものが添付されている例はそこまで、普通はあまりないのかなど。だから、今回の例というところが、実は初めて、想定問答集が廃棄リストに入ってくるというのは初めてなのではないかというところになる。

益田委員 了解した。

中村部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがだろうか。

今の話の流れというか、基本的には、審議になった理由とか、あるいは、残すべき理由について、ご質問とかやり取りしていただいたのだが、基本的な提案としては、今回、確認していただいたものについては廃棄から移管へということで、この委員会としては判断したいという提案をお諮りしているところなのだが、いかがだろうか。

よろしいだろうか。それでは、公文書管理部会の意見を取りまとめということにさせていただきたいと思う。これまで、個々の意見はいろいろあったが、行政文書の廃棄については適切な取り扱いを望むということで、まとめさせていただきたいと思うが、よろしいだろうか。

それでは、意見書については、細かいところについては部会長の私に一任いただければ、文言整理して、最終的に確認させていただいて通知させていただくということで、よろしいだろうか。

ありがとうございます。事務局もよろしいだろうか。

では、これで部会については終了させていただきたいと思う。審議にご協力いただきまして、ありがとうございました。

では、事務局にお返しする。

事務局 ありがとうございました。後日、議事録をまとめるので、ご確認をお願いできればと思っている。

以上をもちまして、本日の公文書管理部会を閉会する。ありがとうございました。